

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2026年1月9日

当社は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 國際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

該当なし

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンドガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当社では、基本的に、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。外部評価を受けていないグリーンボンドに投資する場合には、経営企画部において、当該グリーンボンドの適合性を確認しています。
- ・なお、サステナビリティボンドについては、経営企画部にてグリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

該当なし

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

該当なし

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

該当なし

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

グリーンローンガイドライン（環境省）に定めるグリーンプロジェクトに該当する省エネ住宅に対する住宅ローン。

- ・ZEH 住宅（ZEH,ZEH-M 等の ZEH 認証を取得した住宅）
- ・ZEH 水準住宅（ZEH 基準の省エネ性能を有する住宅）
- ・認定低炭素住宅（2022 年 10 月の認定基準改正以降の認定）
- ・認定長期優良住宅（2022 年 10 月の認定基準改正以降の認定）
- ・LCCM 住宅

なお、環境影響評価法その他の関連法令に従って、環境に対するネガティブな影響に対処していることを前提とします。

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社独自の基準は、住宅ローン商品所管本部と経営企画部が検討・協議し、取締役会にて決定しております。

投融資にかかる当該基準への適合性については、住宅ローン商品所管本部が物件情報をもとに個別融資ごとの適合性を判断しております。